

Q2 どんな手続きが必要？

幼稚園などで教育の利用を希望（1号認定）

- ①幼稚園などに直接利用を申し込む
- ②入園の内定を受ける
- ③幼稚園などを通じて利用認定を申請する
- ④市から認定証が交付される

対象となる幼稚園

浜っ子こども園（川崎一丁目）の幼稚園部分

申請に必要な書類を担当窓口で配布します。現在通園している場合は、各園から新制度での手続き案内があります。

保育園などで保育の利用を希望（2号、3号認定）

- ①市に「保育の必要性」の認定を申請する
- ②認定証が交付される
- ③市に利用を申し込む（①と同時に手続き）
- ④申請者の希望、保育園などの状況などにより市が利用調整する
- ⑤保育の利用先が決定する



Q3 保育料はどうなるの？

幼児教育・保育にかかる保育料は、保護者の所得に応じて決まります。今後、詳細が決まり次第、お知らせします。

利用する施設	保育料の支払先
公立保育園・認定こども園	小浜市
民間保育園	
新制度に移行しない私立幼稚園	施設・事業者へ支払い

※園によっては保育料のほかに実費負担が生じる場合があります

新制度に移行した園を利用する場合、教育・保育の提供に必要な経費の一部を、国、県、市が給付費として施設に直接支払います



入園申し込み受付（平成27年度）

申込期間 10月1日（水）～31日（金）※土日、祝日を除く
※産休・育休明けなどの理由による年度途中の入園を希望する場合も、期間内に申し込みをしてください

浜っ子こども園（幼稚園部分）

申込方法 浜っ子こども園に必要書類を提出
※同園で申込書を配布
必要書類 ①認定こども園入園申込書（兼支給認定申請書）

公立・私立保育園、浜っ子こども園（保育園部分）

申込方法 社会福祉課、市内各保育園、浜っ子こども園に必要書類を提出
※各所で申込書を配布
必要書類 ①認定こども園・保育園入園申込書（兼支給認定申請書）
②就労（予定）証明書
③自営業就労状況申告書
④その他、それぞれの状況に応じた証明書など

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすく
ジャパン!



社会福祉課 竹内 主査

市では、新制度に向けて、市民の皆さんが安心して子育てができるように取り組んでいきます。少子化や核家族化など、地域の実情を踏まえたうえで、「子どもの最善の利益」を基本理念として、妊娠・出産期から切れ目のない支援を充実させていきます



子育て家庭の皆さんへ

幼稚園・保育園の利用手続きが変わります

～子どもが健やかに成長できる社会を目指して～

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートします。新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」の考え方のもと、幼児教育・保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進することを目指します。幼稚園や保育園などの利用方法が変わりますので、手続きの流れをお知らせします。

■問い合わせ 社会福祉課 ☎64・6013



新制度の目的

- ① 幼稚園と保育園、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を進めます
- ② 認定こども園や保育施設などの保育環境の充実を図ります
- ③ 一時預かり保育、学童保育の充実を図るなど、子育てに対する多様な支援を実施します



Q1 何が変わるの？

小学校入学前の子どもが、幼稚園や保育園、認定こども園などを利用する場合に、保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定は3つの区分（下図）に分かれます。区分によって利用できる施設や入園手続きが異なりますので、確認をお願いします。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上 保育を必要とせず、教育を希望する人 例 両親のどちらかが専業主婦（夫）の場合など、子どもが家庭で保育を受けることができる場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上 保護者の就労や病気などの理由（下記参照）で、家庭において必要な保育を受けることが難しい人 例 両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や保護者の病気や障がいなどで、昼間家庭で子どもを保育することが難しい場合	保育園 認定こども園（保育園部分）
3号認定	満3歳未満	



【保育の必要量に応じた区分】

2・3号認定の子どもは、保護者の就労時間により、次のいずれかに区分されます。
【保育標準時間認定】
1日11時間の保育利用が可能（週30時間、月120時間以上の勤務が必要）
【保育短時間認定】
1日8時間の保育利用が可能（月48時間※1日4時間かつ月12日以上の勤務が必要）

※2・3号認定は、次の「保育を必要とする理由」に該当する場合に受けられます

- ◆就労（基本的にすべての就労） ◆求職活動（有効期間90日程度） ◆妊娠、出産 ◆保護者の疾病、障がい ◆就学
- ◆災害復旧 ◆同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護 ◆虐待やDVのおそれがある場合
- ◆育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合 ◆その他、市が認める場合